

第1 多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、
主体間の連帯を強化する

～ 東海・東南海・南海連動地震等への備え ～

10 放射性物質等による影響への対策の推進

対策の方向性

国による抜本的な対策強化と都独自の施策の実施による都民の不安の払拭と安全の確保

これまでの実績

健康相談に関する窓口の設置、放射線量や放射性物質の測定

主な対応策

国による対策の強化	○放射性物質対策の抜本的な強化を、引き続き国に働きかけ
安全基準の策定と住民の不安の払拭	○国に対し、国民の不安の払拭に向け、統一的な安全基準の設定等を要請
都の体制整備等	○より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築
風評被害への対応	○放射性物質検査の実施、販売促進イベントの開催等により、工業製品や農林水産物、東京港、東京観光の安全性をPR
安心安全のための相談・情報提供	○都民への情報提供の手法等の検討 ○水道水や食品等の検査に係る体制の構築・強化
安全な生活環境の確保	○区市町村の意向を踏まえた法への対応 ○区市町村の取組の把握及び情報共有

(1) 国による対策の強化

【課題】

福島第一原子力発電所の事故では、報道発表の遅れ、許容被ばく線量の引き上げ、放射能に汚染された土壌やがれきの処理等、国の対応は多くの混乱を招いた。

国や東京電力は、日本の原子力発電所では大事故は決して起きないという「安全神話」の下、適切な被害想定や危機管理を十分に行ってこなかった。

放射性物質への対策の第一義的な責任を負う国が、国民の不安を払拭するとともに、日本の信用を取り戻していくため、検査体制、汚染物質の処分方法の確立等を図る必要がある。

また、電力を安全かつ安定的に供給する観点から、原子力政策を含むエネルギー政策について、国が責任を持って適切な対応をとる必要がある。

【対応】

都では、9月に「新内閣への建言」として、第一義的に責任を負う国が、放射性物質の最終的な処分地・処分施設を確保して、①統一的な安全基準の設定、②国を挙げた検査体制の確立、③最終的な処分方法の確立が、三位一体となって機能する放射性物質対策を強く求めた。

引き続き、緊急被ばく医療体制の見直しとともに、全ての都道府県に必要な診療資器材を整備することなどを求めていく。

(2) 安全基準の策定と住民の不安の払拭

【課題】

原発事故による放射性物質の降下によって、野菜や水道水等から放射性物質が検出された。また、水田に放置された稲わらが汚染され、それが牛に与えられた結果、流通している牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。国は、こうした問題が発生するごとに後追いの各々の暫定規制値を設定してきたが、国民にとって理解し難い内容になっている。

都では、学校・幼稚園・保育所などにおける放射線量の安全基準について、児童・生徒の保護者などから、放射能による影響を懸念する声が多く寄せられているため、国に対して、安全基準の早期設定を要望しているところである。

また、都は、国に対して放射性物質を含む浄水場発生土及び下水汚泥等の処理処分・資源化を適切に行うための具体的な対策を講ずることを要望し、その結果、国は当面の取扱いについて一定の考え方を示したものの、これらの資源化や処分先の確保が困難となった。

国民の不安を払拭するためにも、国において統一した合理的な規制値を定めるとともに、国民に十分に説明を尽くすことが必要である。

【対応】

都では、国に対して食品などの統一的な安全基準の設定について要望したところであるが、引き続き、国民の不安を払拭できる具体的な基準の設定に向けて、国に働きかける。

また、放射性物質を含む下水汚泥については、飛散防止措置等万全の対応を講じた上で、埋立処分を実施し対応している。さらに、安全性が確認できたものから一部資源化を再開しており、本格的な再開に向けて関係者と協議を進め対応していく。

(3) 都の体制整備等

【課題】

今回の福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。

都では、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と都内の状況を踏まえ、都民の不安の払拭に向けて、各部署が迅速かつ臨機応変に適切な対応を実施した。

今回の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、国との役割分担や、より機能的に対応できる都の全庁体制等について、改めて検討していく必要がある。

【対応】

今回の震災において、都は、放射性物質の飛散に対処するため、全庁横断的な連絡会等を設置し、関係各局が連携して適切な対応を進めてきた。

こうした連絡会の有効性やこれまで庁内各部署でとられた様々な対応等を踏まえて、東京都防災会議の下で、改めて庁内における役割分担や情報連絡体制の一層の強化等について検討し、今回の事態に対応しつつ、将来的に生起が想定される事態に対して、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築していく。

(4) 風評被害への対応

【課題】

国は、農産物等について、関係各県知事に一部地域における出荷制限等を指示した。その後、県内を複数のブロックに分割して、出荷制限やその解除を行えるようにするとともに、基準値を下回った農産物等につき、順次その指示を解除した。

そうした中、農産物や工業製品の放射能汚染に関する風評被害が発生した。国内においては、放射能汚染による出荷停止措置を受けた品目以外の農産物でも、産地が同じものについては売れ行きが落ち、価格が下落した。

諸外国からは、福島第一原子力発電所周辺地域以外の農産物や工業製品についても、輸入停止措置や、放射線測定結果等の証明書を求められている。国際貿易に関しては日本発のコンテナ及び船舶の安全性に関し海外から懸念の声が上がり、放射

線検査の実施・強化などの対応がとられた。

また、観光業では、被災地や日本全体で旅行者が激減した。

都では、風評被害の払拭に向け、農林水産物や工業製品の放射性物質検査や、コンテナふ頭における大気、海水、コンテナの抜き取りによる放射能測定の実施、あるいは輸出コンテナの放射能測定証明書の発行体制の整備等様々な施策を講じるとともに、国に対して、諸外国への正確な情報提供や積極的なPRの実施を求めている。

風評被害は、経済活動を停滞させ、被災地の復興の足かせとなるものであることから、国や他自治体と連携し、風評被害を無くすための正確な情報提供体制の整備などの対策の検討が必要である。

【対応】

都は、計画的に都内における農産物の放射性物質検査を実施するとともに、風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベントを実施する。イベントの実施に当たっては、効果的に安全性をPRするとともに、対面販売時に正確な情報提供を行うなど、都民が安心して購入を出来るよう工夫をしていく。

また、中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、放射線量測定試験を実施し、製品の安全性をPRしていく。

東京港においては引き続き、放射能計測結果をホームページで公表して、諸外国に港の安全性を訴えていくとともに、輸出コンテナの全量検査に向けて放射線を自動的に検知する装置を設置していく。

さらに、外国人旅行者を回復・増加させるため、海外の有力メディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての東京の安全性や魅力を積極的にPRするほか、東京で開催されるMICE（国際会議等）の機会を捉え、複合的かつ集中的なPRを展開するなど、東京のイメージ回復に向けた、積極的な働きかけや正確な情報発信を実施していく。

（５）安心安全のための相談・情報提供等

【課題】

都では、都民の不安払拭に向け、空間放射線量について、日常的な定点観測を実施し、その結果を情報提供している。

放射能に関する都民の相談等については、専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに、東京都健康安全研究センターのホームページにQ&A集を掲載するなど、都民のニーズにあった情報提供に努めているが、現在の地域防災計画では、今回の福島第一原子力発電所事故のような事態は想定されていない。

また、農作物の安全性について消費者や生産者に不安が生じており、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農産物の安全性の確保、出荷制限に関する情報の提供、消費者の問合せに対応する窓口の整備などが課題となっている。

今回の経験を踏まえて、都民が放射能に関する正しい知識を得られ安心して生活

できるよう、相談や情報提供の手法等について改めて検討する必要がある。

また、事故により飛散する放射性物質が、水道水に影響を与える可能性がある場合の対応や、規制値を超える放射性物質が検出された食品の流通の阻止については、全国的な枠組みの中で行うべきこととして、国に要望してきたところであるが、都においても、食品等の安全確保に向け、必要な体制整備や継続的なモニタリング等の対策を実施する必要がある。

【対応】

今回の経験を踏まえ、今後予定されている地域防災計画の修正の際に設置する検討組織を活用し、状況に応じた都民への情報提供の手法等について改めて検討していく。

また、ホームページについては、より多くのアクセスに対応できるようサーバー・回線の整備に努めており、引き続き実施していく。

都内産農産物の放射能対策に関する調査研究をするとともに、出荷制限品目一覧表や放射能の食への影響についてホームページに掲載し公開するとともに、放射能に関する問合せ窓口を開設する。

水道については、水質センター及び健康安全研究センターに測定機器を整備し、水道水（浄水）等の検査体制を確立する。放射性物質除去が必要となった場合に備え、乾燥粉末活性炭注入設備を整備する。

卸売市場については、平常時から、食品の安全性に関わる情報を収集し、安全・品質管理者（SQM（※））を通じて市場関係業者に情報提供を行っているが、速やかに周知できるよう体制を強化する。

食品等についても、引き続き検査を行っていく。

※SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー）

市場内の自主的衛生管理等の推進役、食品危害発生時の連絡調整役

（6）安全な生活環境の確保等

【課題】

文部科学省はこれまで、広域での放射性物質の分布状況等を把握するため、航空機モニタリングを行ってきた。本年9月に公表された東京都分の調査結果によると、都内については奥多摩山間部の都県境や区部東部で若干汚染レベルが高めの区域があるものの、総じて低いレベルであり、また、人の立ち入らない場所もあることから、直ちに面的除染が必要な状況にはない。

しかし、区市町村やNPO等の独自調査により、局所的に高い空間放射線量を示す箇所が存在が指摘されており、地域住民の一部に不安がある。

【対応】

除染の枠組を規定した「放射性物質汚染対処特措法」（「平成二十三年三月十一日

に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)が本年8月に公布され、現在、国の検討会において、同法を施行するのに必要な詳細部分を検討しているところである。

また、局所的汚染への対応については、本年10月に政府から公表された「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」を受け、文部科学省が「放射線測定に関するガイドライン」を策定し、具体的な測定方法や、周辺より放射線量が高い箇所への対応を示した。

都は、国の動きを踏まえ、区市町村の意向を勘案して法への対応を図るとともに、除染を行う区市町村の取組を把握し、これらの取組を情報共有できるよう努めていく。

11 流通網の途絶に備える物流・備蓄対策の推進 〔再掲〕

対策の方向性

流通網の途絶に備えて、多様な主体の連携の下、物流対策を整備するとともに、備蓄の推進体制、搬送体制などを再構築

これまでの実績

区市町村と連携し、約1,575万食の食糧等を備蓄
(平成22年4月現在)

主な対応策

物資の安定調達と事業の継続確保〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> ○物流・備蓄プロジェクトを推進し、発災時にも確実に機能する物流・備蓄体制を構築 ○交通ネットワークの寸断を防ぎ、物資の搬送ルートを確保
燃料の安定調達〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な燃料の安定供給について国に働きかけるとともに、協定内容の検証と実践的訓練の実施により、燃料供給体制を整備
物資流通に係る正確な情報提供〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時にも確実に機能する情報提供体制を構築

(1) 物資の安定調達と事業の継続確保〔再掲〕

【課題】

地震発生直後の道路等の断絶や、東北の生産拠点の被災により、東北地方において生産している製造物（自動車や精密機器の部品・材料等）を生産・運搬することが困難となった。このため、東北地方以外に生産拠点を配置している製造業においても、部品等を仕入れることができなくなり、製造業のサプライチェーンが機能停止に陥った。また、東北地方とその他地域を結ぶ道路等が寸断されたことにより、救援物資を東北に運ぶことが困難になった。

物資の供給は、様々な事業活動を行う上での基礎となるものであり、その安定性の確保を図るとともに、事業継続に必要な物資の確保に向けて、対策を講じる必要性が明らかとなった。

【対応】

まず、道路等の被災による物流ネットワークの断絶を回避するため、道路ネットワークの構築や港湾機能の強化を図る。

三環状道路をはじめとする道路ネットワークの構築に向けた取組を着実に推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進することにより、発災後の道路交通機能を確保する。また、東京港において耐震強化岸壁の更なる整備を進めるほか、臨海地域における道路ネットワークの構築を加速化し、港湾機能を活用した物資輸送のためのインフラ整備を促進する。

こうした取組により、発災時において交通ネットワークが寸断されることを防ぎ、物資の搬送ルートを確保する。

また、発災後の事業継続を確保するため、行政機関のBCPの見直しを行う。

さらに、産業におけるサプライチェーンを支える中小企業のBCP策定への支援を引き続き行うとともに、生産設備の損壊防止のための取組を支援していく。

物流・備蓄プロジェクトを推進し、発災時にも確実に機能する物流・備蓄体制を構築していく。東京都防災会議の下に組織を設け、広域的な連携等による物資の安定調達や事業継続に向けた準備、物流情報の提供など、物流・備蓄対策全般にわたり検討していく。

(2) 燃料の安定調達〔再掲〕

【課題】

計画停電により、非常用自家発電設備を設置してある施設等は、本設備を稼働させ対応したが、震災に伴う燃料不足の影響で、燃料調達に支障を来す事態が発生した。

震災直後に宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、発災前の約3割に相当する約1,400千B/D（バレルパーデイ：ここでは1日あたりの原油の処理量）の処理能力が失われた。石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げる等によ

り対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料の不足が生じた。

全国的な燃料の安定供給を図ることは本来国の責務であるが、今回は消費者の不安を払拭できず、買い急ぎを招く事態となった。

発災時の燃料の確保は、非常用自家発電設備による電力確保の側面からも重要である。そのため、東京都も石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結するなどの対策を進めてきた。

今回の経験を踏まえて、発災時の確実な燃料確保に向けた対策の実効性等について、改めて検討する必要がある。

【対応】

まず、発災時に、全国的な燃料の安定供給を図るための方策の検討を国に対して働きかけていく。

また、都は石油関係団体と、石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

このほか、発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院や緊急通行車両等については、その供給を着実に担保できる対策を講じていく。

（３）物資流通に係る正確な情報提供〔再掲〕

【課題】

今回の震災では、首都圏において、食料品や日用品の実際の供給量は通常時を上回っているにもかかわらず、消費者需要が通常時と比べて著しく増加したことや、物流に必要な燃料の不足などに伴い、店頭の商品不足が引き起こされた。

今回のケースからも明らかのように、大規模な地震や原発事故への不安は、消費者の買いだめや、買い急ぎなどの行動を引き起こす可能性が高い。

このため、消費者に冷静な行動を促す観点から、都のみならず、国、事業者など多様な主体が、物資の流通等に係る情報提供を充実させることが必要である。

【食料品・日用品の供給対応状況】

スーパーA社の例

(単位：%)

品目	通常時対比（金額ベース）	
	消費者需要	実際の供給
飲料水大型	3,110%	250%
飲料水小型	2,610%	430%
パスタ	2,710%	360%
ボンベ	3,000%	850%

消費者庁 HP 生活関連物資の買いだめに関する意見交換会（H23.03.17）資料1より、
消費者需要（通常時対比）の上位4項目を抜粋

【対応】

まず、平素から、都民自身による備蓄を促進するほか、災害時において、消費者の不安を解消し、物資の流通に係る正確な情報を提供するため、非常時における情報把握や消費者への情報提供の仕組みについて、関係事業団体等と検討する。

